

福 島 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 抄 録

1 開催日時	令和8年6月19日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	鈴木竜次教育長、1番 平塚康晴委員、2番 吉津健三委員、3番 高橋理里子委員、 4番 横田純子委員、5番 午來勝頭委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から6月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、午來委員と平塚委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、長谷川主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第1号については、令和7年度第9号補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理した件の承認を求めるもの。 議案第2号については、令和8年度6月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。 議案第3号については、福島県立高等学校の授業料に関する条例の一部を改正する条例案について諮るもの。

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認	これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。
(9) 議 案 審 議	教育長が、令和 8 年 5 月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。
議 案 第 2 号	令和 8 年度 6 月補正予算案（教育委員会関係）について（議案第 2 号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 3 号	福島県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例について（議案第 3 号）、財務課長からの説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 4 号	福島県立中学校の入学検定料に関する条例の一部を改正する条例について（議案第 4 号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 5 号	工事請負契約について（議案第 5 号）、施設財産室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 6 号	工事請負契約について（議案第 6 号）、施設財産室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 7 号	和解について（議案第 7 号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 8 号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第 8 号）（議案第 9 号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議 案 第 9 号	
議 案 第 1 0 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 1 0 号）、高校教育課長から事故の内容に

議 案 第 1 1 号 (9) 報 告 審 議 報 告 第 1 号 (10) 次 回 の 日 程 (11) 閉 会	関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 午後2時50分、暫時休議が告げられた。 午後2時51分、教育長から委員会の再開が告げられた。 令和9年度使用教科用図書調査研究資料について（議案第11号）、特別支援教育課長より説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 次回の定例会について、教育総務課長から令和8年7月24日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。 午後3時7分、教育長から閉会が告げられた。
---	---